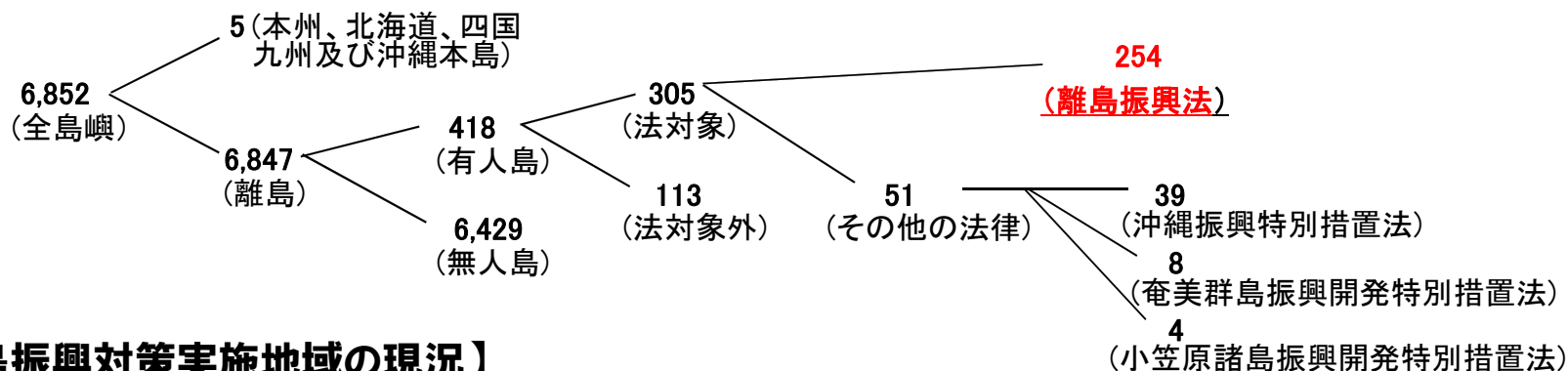


1. 離島をとりまく現状 (1) 離島の概要

- わが国は6,852の島嶼により構成されている。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域は254島(75地域)となっている。
- 離島振興対策実施地域の面積は5,206km²で全国面積の1.38%、人口は約38万7千人で全国人口の0.30%を占めている。

【日本の島嶼の構成】

(平成 24 年 4 月 1 日現在)



【離島振興対策実施地域の現況】

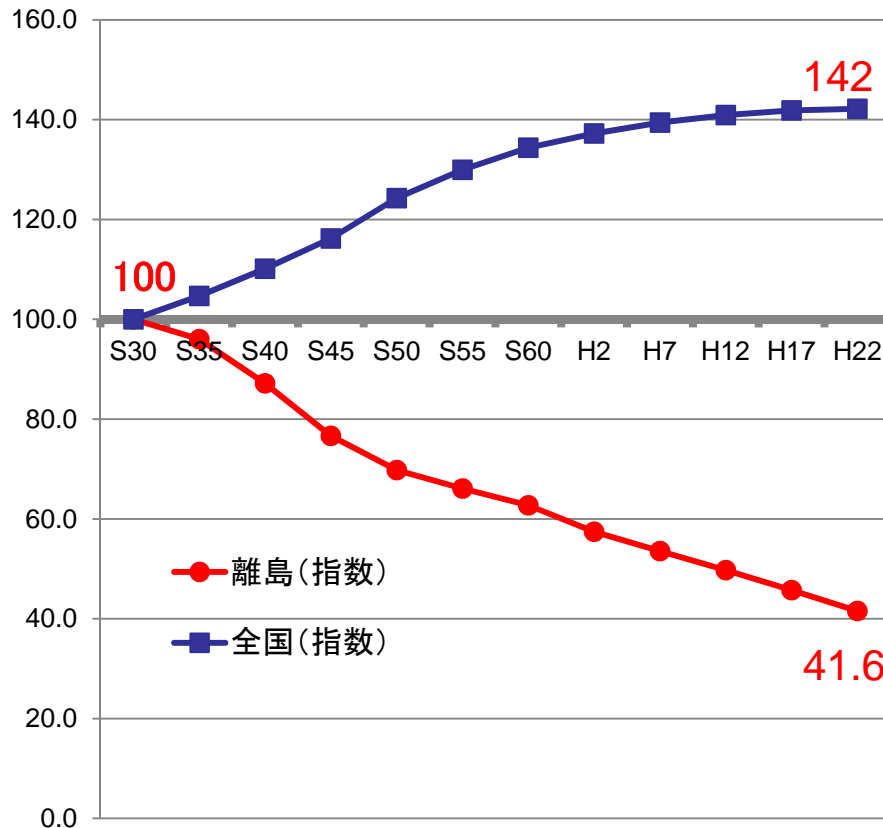
区分	離島の状況
地域数	75
指定有人島数	254
面積	5,206km ²
(対全国比)	(1.38%)
人口	387千人
(対全国比)	(0.30%)
関係市町村数	110

(注)人口は平成22年国勢調査による

1. 離島をとりまく現状 (2)人口

- 昭和30年から平成22年までの人口の推移をみると、**全国の人口は約4割増加**している一方、**離島の人口は5割以上減少**している。
- 離島の人口は**自然減少率よりも社会減少率の方が高い傾向にあるが、近年その差は縮まってきている。**

【離島の人口の推移(S30~H22)】



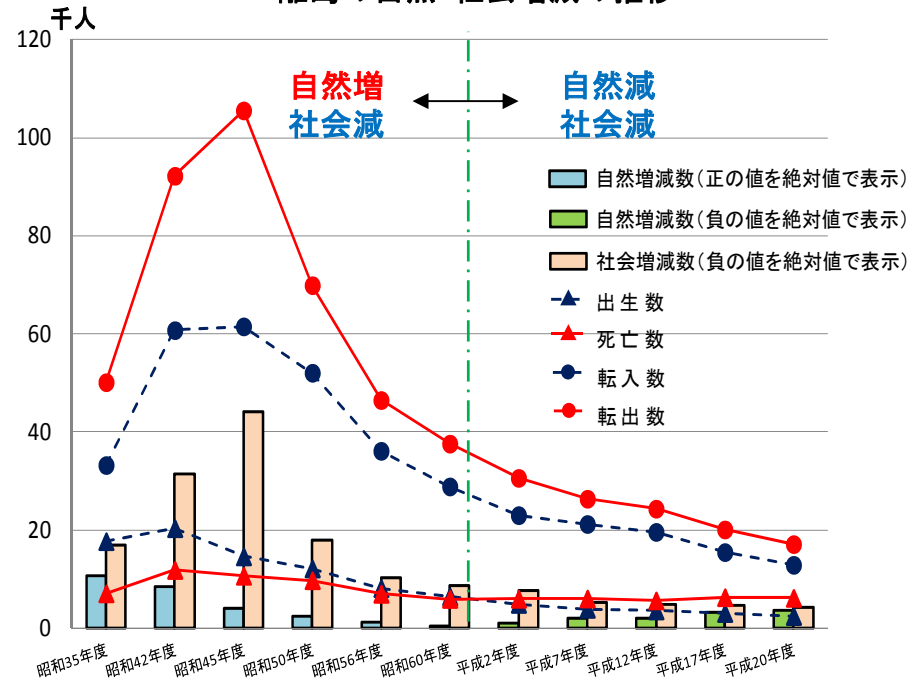
(出典:国勢調査(総務省)、2010離島統計年報)

【離島と過疎地域等の人口推移の比較(H17-H22)】

	離島	過疎地域	全国
人口の増減率 (H17-H22)	-9.1%	-7.1%	0.2%

(出典:国勢調査(総務省)、離島統計年報)

離島の自然・社会増減の推移

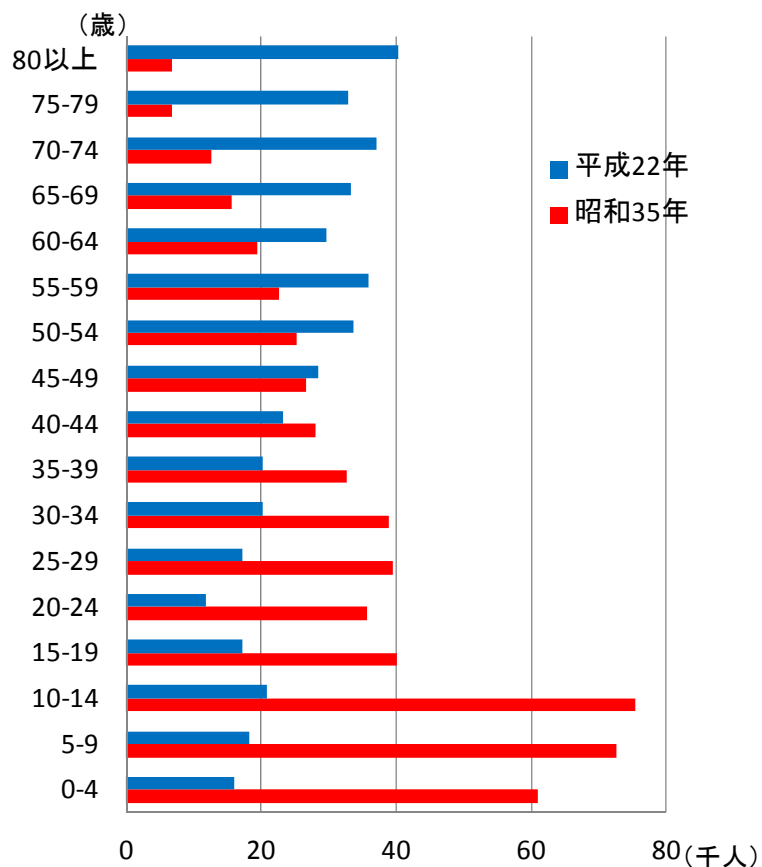


(出典:国勢調査(総務省)、離島統計年報、昭和37年離島振興基礎統計資料)

1. 離島をとりまく現状 (3) 高齢者比率

- 離島の高齢者比率は33%であり、過疎地域と比較して高い。
- 平成2年から平成22年までの20年間の推移を全部離島ベースでみると、高齢者比率が19.4%から35.3%へ上昇している。

【離島の年齢別人口構成の比較(S35・H22)】



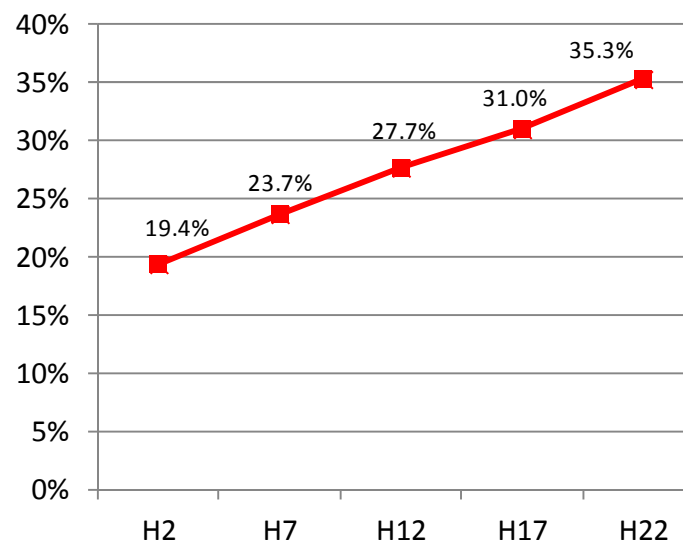
(注)昭和35年及び平成22年の離島振興対策実施地域で比較
 (出典:国勢調査(総務省)、2010離島統計年報、昭和37年離島振興基礎統計資料)

【離島と過疎地域等の高齢者比率の比較(H17)】

	離島	過疎地域	全国
高齢者比率(H17)	33%	30%	20%

(注)高齢者比率は65歳以上人口の比率
 (出典:国勢調査(総務省)、2010離島統計年報)

【高齢者比率の推移(H2~22)】



(注)一部未集計の地域を除く

(出典:国勢調査(総務省)、2010離島統計年報)

2. 離島振興法 (1)法改正の経緯

離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により制定(10年間の時限立法)
以降10年毎に議員立法により改正・延長

<今次法改正の検討>

平成23年11月から7党実務者会議において検討開始。
平成24年6月15日に最終合意。

* 7党実務者会議

民主党、自民党、公明党、共産党、国民新党、社会民主党、みんなの党

<審議経過>

6月15日 衆議院国土交通委員会、本会議(衆議院国土交通委員長提案)
6月19日 参議院国土交通委員会
6月20日 参議院本会議
いずれも全会一致で可決

<公布・施行>

平成24年6月27日 公布(一部施行)
平成25年4月1日 施行

2. 離島振興法（2）改正のポイント

改正離島振興法のポイント

1. 目的規定の充実

- ① 離島の領域・排他的経済水域等の保全、食料の安定的な供給などの国家的・国民的役割の明確化
- ② 他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にある離島の現状と背景の明確化
- ③ 地域間交流の促進、無人離島の増加及び人口の著しい減少の防止、定住の促進等、離島振興の目的の拡大

2. 基本的施策の充実

- ① ソフト施策について規定を充実
 - ・産婦人科医のいない離島に住む妊婦の健診・出産に係る通院・入院に対する支援
 - ・介護サービスの充実、介護施設の整備
 - ・人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化
 - ・高校未設置の離島における高校生の修学支援、離島高校の教職員の確保
 - ・再生可能エネルギーの活用に対する支援、離島のガソリン流通コスト軽減対策の推進
- ② 離島活性化交付金等の交付
 - ・新たな仕組みとして、離島活性化交付金等事業計画を創設
 - ・本計画に基づき交付金等を交付

（対象事業：離島活性化交付金、高校生修学支援、離島漁業振興、離島医療支援等に係る事業）
- ③ 離島特別区域制度の整備
 - ・制度創設について総合的に検討

3. 附則

- ① 防災機能の強化を図るための財政措置
 - ・防災機能の強化を図るための海岸、道路、港湾、漁港等の整備に係る事業への財政措置
- ② 特に重要な役割を担う離島の保全・振興に関する措置
 - ・特に重要な離島に対する保全・振興に係る特別措置を検討

2. 離島振興法 (3) 離島振興対策実施地域の指定

■ 離島振興法第2条により、主務大臣は離島振興基本方針を定める際、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

離島振興対策実施地域の指定(法第2条)

【国土審議会】

離島振興に関する重要事項の調査審議、関係行政機関の長への意見具申(法第21条)

意見

【国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣】

離島振興対策実施地域の指定、公示

■ 離島振興対策実施地域の指定基準は、離島振興対策審議会(現国土審議会)により決められ、
 ア 外海の全部離島(※)、イ 外海の一部離島(※)、ウ 内海離島、を指定する場合の3つに区分される。
 ■ 外海の全部離島については、定性的基準であり、その全てが指定されているが、外海の一部離島、内海離島については、定量的基準も含んでいる。なお、基準の見直しを行ったところ。

ア 外海離島指定基準

1. 外海に面する島(群島、列島、諸島を含む。)であること。
2. 本土との間の交通が不安定であること。
3. 島民の生活が強く本土に依存していること。
4. 一カ町村以上の行政区画を有する島であること。
5. 前四項の条件を具備した島であって法第1条の目的を速やかに達成する必要があること。

ア' 外海離島指定基準第4項に対する緩和基準

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であるもの。
2. 人口おおむね100人以上であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。

ウ 内海離島指定基準(省略)

見直し

見直し

(省略)

外海指定基準(一部離島)

※平成25年4月11日 国土審議会
 第10回離島振興対策分科会で
 見直しの決定

AND

OR

人口要件

最短航路距離

人口減少率

おおむね100人以上
 →おおむね50人以上

おおむね5 km以上

おおむね10%以上
 (H12→H22)

※ 全部離島: 市町村の全ての地域が離島で、離島振興対策実施地域に指定されているもの
 一部離島: 市町村の一部の区域が離島で、離島振興対策実施地域に指定されているもの

2. 離島振興法（4）離島振興基本方針

離島振興基本方針の作成（平成25年3月29日告示）

■ 離島振興法第2条により、主務大臣は離島振興基本方針を定める際、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

※【主務大臣】は国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

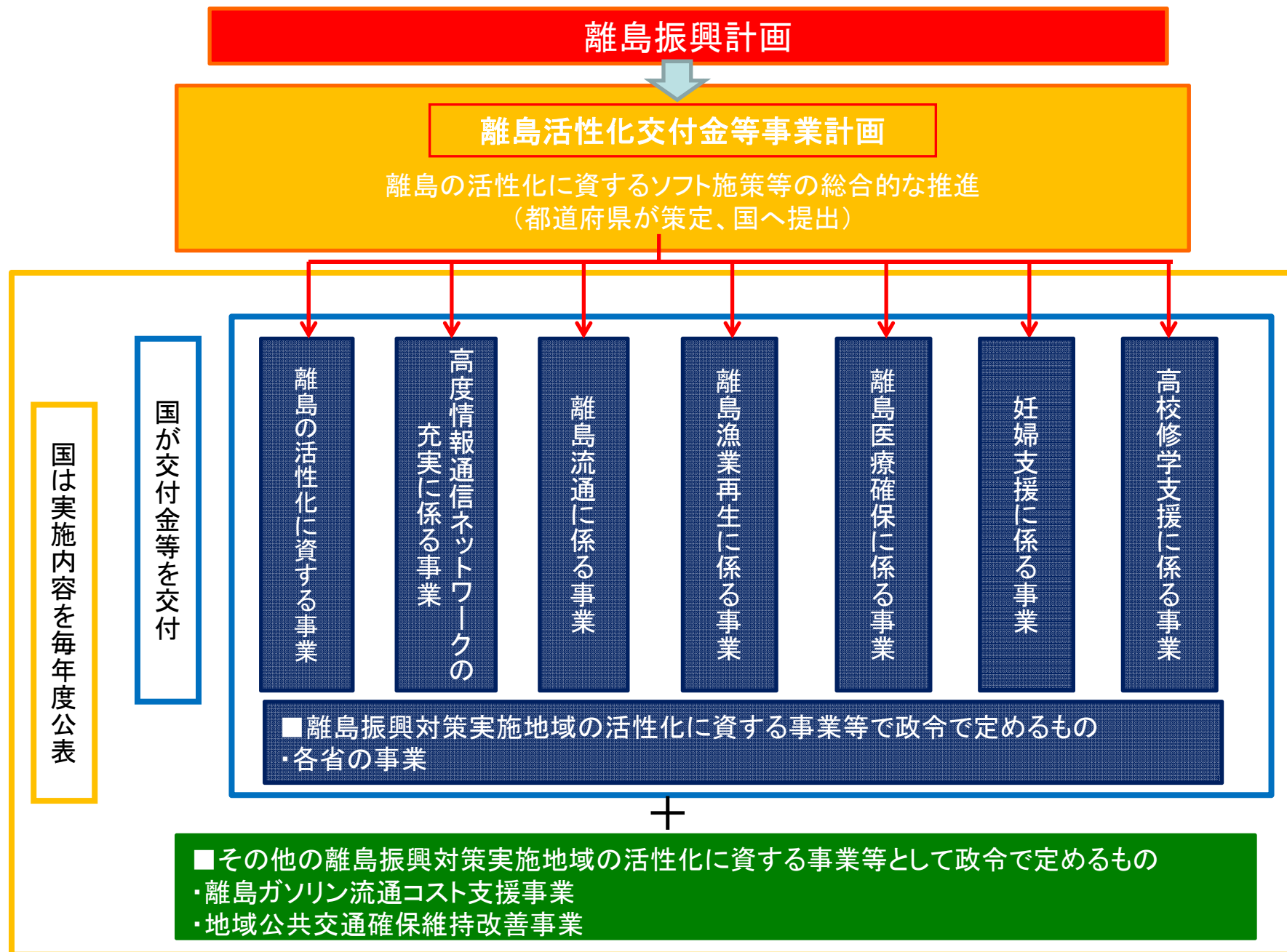
離島振興基本方針のポイント

- ・改正離島振興法の目的規定に明記された「**無人離島の増加及び人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進**」を図るため、離島地域における基礎条件の改善及び産業振興等に係る施策について、旧基本方針を踏まえつつ内容を充実
- ・具体の指針については、法第3条第2項に掲げる各事項（交通、産業、医療等の各分野）に関し記述

離島振興基本方針の主な内容

新基本方針	旧基本方針から充実させた主な内容
1. 序文	
2. 離島の振興の意義及び方向 ・離島の振興の意義 ・離島の振興の方向	○ 領域・排他的経済水域等の保全などの離島が担う国家的・国民的役割を維持するためにも離島振興が必要である旨追記 ○ 振興の方向を改正法の目的規定に沿って整理（自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上、地域間交流の促進）
3. 国の支援の基本的考え方 ・国の責務 ・離島活性化交付金等事業計画 ・離島特別区域制度の整備	○ 国が責任を持って所用の施策を推進する旨追記 ○ 離島活性化交付金等事業計画制度等の推進について追記 ○ 離島特別区域制度について、地方公共団体からの積極的な提案を促しながら総合的に検討する旨追記
4. 離島振興計画の指針となるべき基本的事項	○ 改正法に規定された様々なソフト施策等に関する配慮規定等を踏まえ内容を追記 ・妊婦支援 ・子どもの修学支援 ・人の往来・物資の流通に要する費用の低廉化 ・就業促進 ・地震・津波防災 ・介護サービスの確保 等
5. 離島の振興に関するその他の事項 ・離島振興計画のフォローアップ ・国土審議会への報告	○ 国、都道府県による離島振興施策のフォローアップについて追記 ○ 国土審議会の結果を踏まえ必要に応じて施策の見直し等を行う旨追記

2. 離島振興法 (5) 離島活性化交付金等事業計画



3. 離島振興関係予算（1）公共予算

< 公共事業 >

① 離島振興関係公共事業予算の一括計上【国土交通省計上】（25年度予算額468億円）

離島振興関係の公共事業予算については、離島振興計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、昭和32年の閣議了解に基づき、昭和33年度以降経済企画庁（現国土交通省）予算に一括計上されることとなった。

（現在、国土交通省設置法附則第2条において一括計上の配分について規定。）

一括計上の内容
・水産基盤整備事業補助金
・港湾改修補助
・農山漁村地域整備交付金
・社会資本整備総合交付金
・防災・安全交付金
等

② 復旧・復興対策事業予算（離島分）【復興庁計上】（25年度予算額13億円）

東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業として、復興庁に離島分が計上されている。

【離島と全国の整備状況の比較】

	離島	全国
道路改良率 (H19. 4. 1)(※1)	44. 7%	58. 3%
汚水処理人口普及率 (H21)(※2)	39. 5%	83. 7%
	伊豆諸島	東京港
湾内静穏度(※3)	75. 4%	99. 4%

（出典：※1 離島統計年報2008、道路統計年報2008

※2 離島振興計画フォローアップ

※3 離島振興課、2009離島統計年報）

（※3 湾内静穏度：港を利用する船舶が、気象・海象条件により年間何日間支障なく港を利用できるかの割合を表したものの。

【予算額(H25年度)】

	予算額
水産基盤整備事業補助金	14, 582百万円
港湾改修補助	3, 392百万円
農山漁村地域整備交付金	6, 317百万円
社会資本整備総合交付金	10, 964百万円
防災・安全交付金	6, 232百万円

3. 離島振興関係予算 (2) 離島活性化事業

目的

平成25年度から全面施行される改正離島振興法を踏まえ、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、離島活性化交付金を新たに創設し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。併せて、離島の流通効率化に効果のある施設の整備等に対しても支援を行い、離島の活性化を図るための離島活性化事業を推進する。

離島活性化交付金 (新規)

25年度予算額: 10億円

- ◆事業主体: 都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業: 以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率: 都道府県、市町村、一部事務組合
 - …予算の範囲内で各事業の1/2以内
 - 民間団体…予算の範囲内で各事業の1/3以内(ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ◆事業期間: 原則として3年間
- ◆成果目標: あらかじめ提出する事業計画において、成果目標を設定

離島流通効率化事業費補助金 (継続)

25年度予算額: 2.5億円

海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある、冷蔵倉庫・荷さばき所等の施設整備(改築等を含む)又はコンテナ・フォークリフト等の機材導入を支援

25年度の拡充内容

- 以下を対象に追加
1. 対岸本土側での施設整備等
 2. 物資運搬船等の改良(保冷施設の設置等)



荷さばき・保管倉庫

「定住促進」事業

産業活性化事業

雇用機会の創出のための戦略産品開発
戦略産品の移出に係る輸送費支援

定住誘引事業

U・J・Iターン希望者のための情報提供
空家改修等の人材受入れのための施設整備



戦略産業の育成



戦略産品の輸送費支援

「交流促進」事業

離島における地域情報の発信

交流拡大のための仕掛けづくり

島外住民との交流の実施の推進



観光メニュー開発

「安全安心向上」事業

災害時の孤立防止のための防災体制の見直し

離島のエネルギー自立のための調査、計画策定



エネルギー自立のための調査

3. 離島振興関係予算 (3) 地域公共交通確保維持改善事業

目的

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援。

25年度の予算額: 333億円の内数

離島に関する支援

地域の特性・実情を踏まえた離島航路・航空路の確保・維持のため、地域の多様な関係者からなる協議会による議論を経て策定された計画に基づき実施される取組みに対して支援。

【離島航路】

- ・運営費に対する補助
- ・島民に対する運賃割引への補助
- ・構造改革への取組みに対する補助(調査、公設民営、代替建造)



【離島航空路】

- ・運航費に対する補助
- ・島民に対する運賃割引への補助



※なお、本事業においては離島に限らず交通事業者のバリアフリー施設の整備についても支援を実施。

4. 離島振興関係の税制

■ 所得税・法人税の割増償却【適用期間：平成25～26年度】

個人又は法人が、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る）に係る地区として関係大臣*が指定する地区において、機械・装置、建物・その附属施設及び構築物の取得等をして対象事業の用に供した場合は、5年間の割増償却ができる。

*関係大臣：総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

対象事業：製造業・旅館業・農林水産物販売業・情報サービス業等

(1)対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等

※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。

②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

(2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合

事業者の資本金規模	資本金1,000万円以下	資本金1,000万円超5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
製造業・旅館業	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上
農販業・情報サービス業	500万円以上			

(3)割増償却の償却限度額 機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

■ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填【適用期間：平成25～26年度】

地方税法第6条の規定により地方公共団体が課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税により減収補填 ※上記、国税の割増償却に係る産業の振興に関する計画を作成し、指定を受けた地区に限る。

(1)対象税目

- ・事業税（製造業、旅館業、情報サービス業等、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業）
- ・不動産取得税（製造業、旅館業、情報サービス業等）
- ・固定資産税（製造業、旅館業、情報サービス業等）

(2)取得価額の下限值

事業者の資本金規模	資本金1,000万円以下	資本金1,000万円超5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
製造業・旅館業	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上
情報サービス業等	500万円以上			

5. 諸外国における離島優遇施策

離島一般に対する施策

(出典:国土交通省調べ)

■スコットランド

- インフラ整備に関する優遇策(人口に比例した交付金を市町村に交付)
- 航路・航空路の欠損補助及び運賃割引支援

■デンマーク

- フェリー運行に対する支援(離島振興全般の予算として国から配分を受けた自治体が必要に応じ支出)
- 島民のフェリー乗船料の優遇(島民、島民の自転車は無料)
- フェリー船体購入に関する補助(小規模離島を有する自治体に交付)

■韓国(濟州島除く)

- 生活・産業基盤の整備、交通・通信の改善、住民福祉の増進、国土保全等に関する事業計画を策定し、その推進に必要な予算を補助
- 事業計画の推進に係る優遇税制

特別な離島に対する施策

■コルシカ島(フランス)

- ＜島の独立運動への政治的配慮と領土政策を背景に、地理的不利条件等から、様々な優遇措置＞
- 優遇税制措置(付加価値税減免、企業税制上の優遇措置、エネルギー関連製品に係る国税の低減等)
 - 海上アクセスに関する優遇策(航路事業者への欠損補助、運賃低廉化のための助成)
 - 自治体サービス(教育、保健等)の不足解消やインフラ整備に対する費用負担

■濟州島(韓国)

- ＜外交・国防・司法を除き、高度な自治権が認められている特別自治道＞
- 優遇税制措置(特定地区の企業等に対する各種国税、地方税の減免)
 - 濟州特別自治道の投資計画への国の負担
 - ノービザ入国が可能な対象国の拡大
 - 観光関連の中央政府の権限委譲(カジノ業の新規許可・指導監督権等)
 - 先端産業に対する国及び公有財産の長期賃貸及び賃貸料の減免